

陳 情 書

2023年2月5日

あきる野市議会議長 殿

東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵183-3  
憲法第16条の解釈として、次のとおり  
立憲共和党代表 角田 統領

第1 陳情の趣旨 憲法第16条の解釈として、次のどちらを含むと解釈するか、明らかにすることを求める。

- ① 地方公共団体は、請願に対し審査する義務を負う。
- ② 地方公共団体は、請願に対し審査する義務を負わない。

第2 陳情の原因

- 1 青梅市が、請願法第16条を「国は請願に対し審査する義務を負わない」解釈していることを裁判（令和4年（ワ）第2010号）の準備書面で明らかにした。
- 2 大韓民国憲法第26条2項には、「国は請願に対し審査する義務を負う。」という明文規定があるが、日本国憲法第16条においては、それと同趣旨の条項はなく、「権利を有し」との規定は有るが、「義務」という文言が無い。

第3 陳情の理由

- 1 青梅市の主張は、「権利制限的文理解釈」に基づくものであり、この解釈方法は、権利侵害を起こすので、公務員職権濫用であり、国賠法の適用には成り得る。被告青梅市は、準備書面（1）で、憲法第16条を「国は請願に対し審査する義務を負わない」と解釈している旨を主張している。すなわち、「国は国民の権利に対して一切責任を負わない」旨の解釈である。これを「国無答責」と呼ぶ。
- 2 憲法は、玉虫色であり、毒薬憲法としての性質があるから、解釈方法によっては転倒黑白、毒にも成り、薬にも成る。「権利制限的文理解釈」か「権利保障的論理解釈」か、「国有答責」とするのか、「国無答責」とするのか、問われている。
- 3 日本国憲法第16条に「権利を有し」との規定は有るが「義務」という文言が無いことについて、これを『権利制限的文理解釈』すれば、「義務」の規定が無いから、「権利」は無効であるから、権利侵害は成立しないことになり、国賠法の適用対象とは成らない。これに対して「権利保障的論理解釈」すれば、「義務」の文言は無くても、権利と義務は一对不可分のものであり、「権利が有れば、義務も有る」となり、権利侵害が成立し、国賠法の適用対象と成る。
- 4 憲法16条の「国」は、地方公共団体も含まれるというのが、国会における立法解釈であるから、貴職においても、その解釈の選択を明らかにすべきである。

